

補助金に係る消費税及び地方消費税の 仕入控除税額（返還額）の報告事務マニュアル

（奈良県電子処方箋活用・普及促進事業補助金）

令和7年10月作成

奈良県医療政策局薬務・衛生課

1. 仕入控除税額報告の概要

(1) 消費税の納付と補助金について

- ① 課税事業者は、売上に係る消費税額（預かり消費税）から仕入に係る消費税額（支払い消費税）を差し引いた金額を、税務署に納付します。

●補助金を受けていない場合の例			
売上 (収入)	課税売上550万円 課税対象消費税50万円 (預かり消費税)		非課税売上 200万円
			納付税額 20万円
仕入 (支出)	課税仕入330万円 仕入控除消費税30万円 (支払い消費税)		非課税仕入420万円

- ② 一方、補助金は、消費税の負担を目的とした部分があるにも関わらず、制度上、非課税売上として計上されており、結果として、補助金に組み込まれた消費税相当額が消費税負担（支出）という目的に使用されないことになります。

●補助金を受けている場合の例			
売上 (収入)	課税売上440万円 課税対象消費税40万円 (預かり消費税)		非課税売上310万円 内補助金110万円 (消費税額10万円)
			納付税額 10万円
仕入 (支出)	課税仕入330万円 仕入控除消費税30万円 (支払い消費税)		非課税仕入420万円
			↑ 返還額

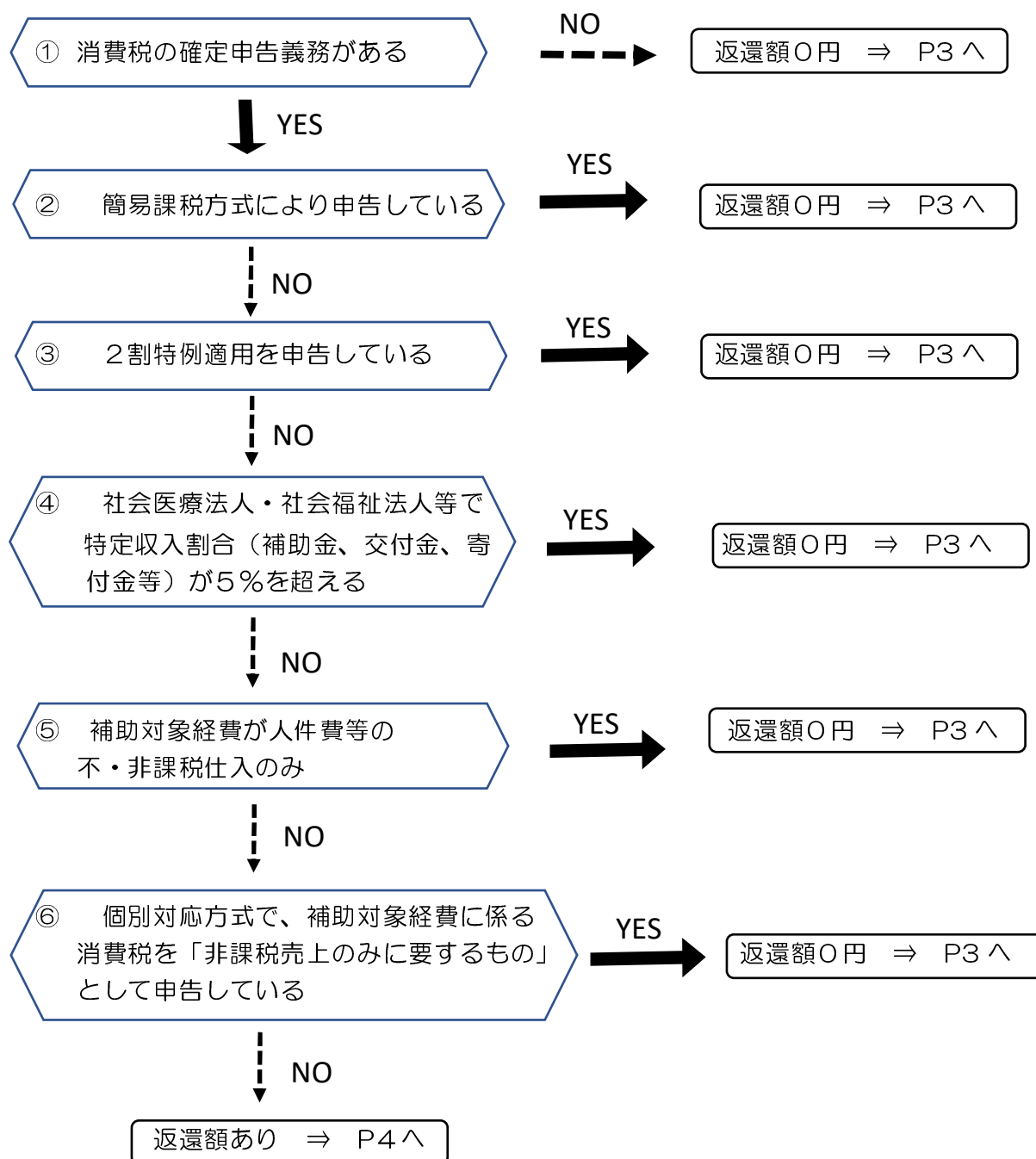
(2) 補助事業に伴う補助金収入

(1) の理由により、補助金交付要綱では、補助事業完了後に「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告を定めております。

なお、報告された仕入控除税額（返還額）については、後日、奈良県から納付書を発行しますので、金融機関で納付してください。

2. 返還額の算定について

(1) 返還額フローチャート



(2) 返還額が0円の場合

- ①消費税の確定申告の義務がない場合。
- ②簡易課税方式により申告している場合。
- ③2割特例適用を申告している場合。
- ④一般社団法人・一般財団法人・社会医療法人・社会福祉法人等※1で、特定収入割合が5%を超えている場合。
- ⑤ 補助対象経費が人件費等の不・非課税仕入のみの場合。
- ⑥ 個別対応方式で、補助対象経費に係る消費税を「非課税売上のみ」に要するものとして申告している場合。

※1「消費税法別表第三に記載の法人」や「個別法で消費税法別表第三に記載の法人とみなすと規定されている法人」などが該当します。

第3-(3)号様式 個人事業主用の場合

令和 年 月 日 税務署長殿

第3-(3)号様式

簡易課税の申告書の様式は第3-(3)号様式です。

簡易課税の申請書には簡と記載されています。

第一表を確認してください。

令和 年 月 日 課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

電子処方箋管理サービスを導入した日(課税仕入れを行った日)の属する課税期間が報告の対象となります。

2割特例による申告をしている場合は0がついています。

付 割 賦 基 準 の 適 用

延 払 基 準 等 の 適 用	有	無	31
工 事 進 行 基 準 の 適 用	有	無	32
現 金 主 義 会 計 の 適 用	有	無	33
課 税 標 準 額 に 対 する 消 費 税 額 の 計 算 の 特 例 の 適 用	有	無	34
区 分	課 税 売 上 高 (免 税 売 上 高 を 除 く)	売 上 割 合 %	
第1種			35
第2種			36
第3種			37
第4種			38
第5種			39
第6種			40
特 例 計 算 適 用 (令 57 ③)	有	無	41
税 額 控 除 に 係 る 経 過 措 置 の 適 用 (2 割 特 例)	有	無	42

令和五年十月一日以後終了課税期間分(簡易課税用)

※返還額が0円の場合でも報告は必要です。

報告様式については、奈良県薬務・衛生課公式HPからダウンロードできます。

奈良県薬務・衛生課公式 HP トップページ 注目情報

「奈良県電子処方箋活用・普及促進事業に係る消費税等仕入控除税額報告書について」

→消費税等仕入控除税額報告書（第5号様式）及び積算内訳報告書（返還がない場合）

添付書類については、P11をご覧ください。

(3) 返還額がある場合

(2) 以外の場合には、返還額が発生しますので、次ページ以降の①～③のいずれに該当するかを確認したうえで、計算し、報告してください。

報告様式については、奈良県薬務・衛生課公式HPからダウンロードできます。

奈良県薬務・衛生課公式HP トップページ 注目情報

「奈良県電子処方箋活用・普及促進事業に係る消費税等仕入控除税額報告書について」

→消費税等仕入控除税額報告書（第5号様式）及び積算内訳報告書（返還がある場合）

添付書類については、別紙1～3をご覧ください。

消費税等の確定申告書（第3-1号様式）を見て、控除税額の計算方法を確認してください。

（申告書第一表！の赤枠の欄で確認できます。）

第3-1号様式

令和 年 月 日 税務署長殿

第3-1号様式

納税者 (フリガナ) (電話番号 - -)

屋号

個人番号 (フリガナ)

氏名

申告年月日 令和 年 月 日

申告区分 指導等 庁指定 届指定

通達日付印 確認 個人番号カード 通知カード・運転免許証 身元確認 期 其他()

第一表を確認してください

課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日

電子処方箋管理サービスを導入した日(課税仕入れを行った日)の属する課税期間が報告の対象となります。

付 割 賦 基 準 の 適 用 ☐ 有 ☐ 無 31

記 延 払 基 準 等 の 適 用 ☐ 有 ☐ 無 32

事 工 事 進 行 基 準 の 適 用 ☐ 有 ☐ 無 33

項 現 金 主 義 会 計 の 適 用 ☐ 有 ☐ 無 34

03 課 税 標 準 額 に 対 する 消 費 税 額 の 計 算 の 特 例 の 適 用 ☐ 有 ☐ 無 35

06 控 除 税 額 算 出 の 法 上 記 以 外 ☐ 個 別 対 応 方 法 ☐ 一括 比 例 式 配 分 方 式 ☐ 全 額 控 除 36

07 税 額 控 除 に 係 る 経 過 措 置 の 適 用 (2 割 特 例) ☐ 37

08 控 除 税 額 小 計 (4)+(5)+(6) 7

09 控 除 不 足 還 付 税 額 (7)-(2)-(3) 8

10 差 引 税 額 (2)+(3)-(7) 0 0

11 中 間 納 付 税 額 0 0

12 令和五年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

①【全額控除】

課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下

※計算方法 別紙 1

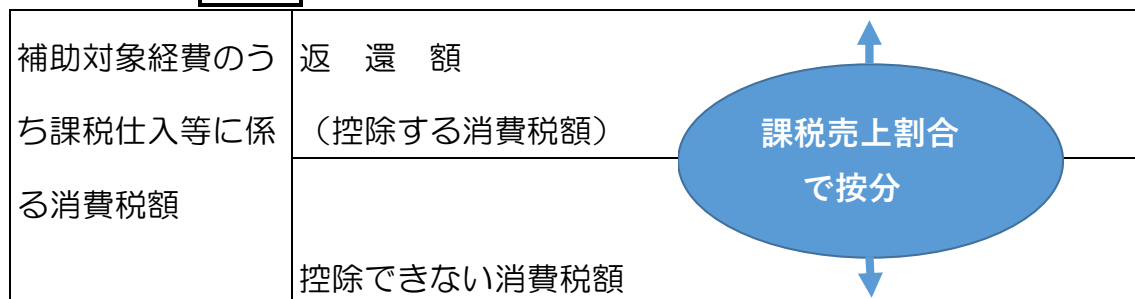
$$\text{返 還 額} = \text{補助金額} \times \frac{10}{110}$$

②【一括比例配分方式】

課税売上割合が95%未満又は課税売上高が5億円超 で、

一括比例配分方式 を採用

※計算方法 別紙 2



$$\text{返還額} = \text{補助金額} \times \text{課税売上割合} \times \frac{10}{110}$$

③【個別対応方式】

課税売上割合が95%未満又は課税売上高が5億円超で、

個別対応方式を採用

※計算方法 別紙3

補助対象経費のうち課税仕入等に係る消費税額	A 課税売上対応分	返還額 (控除する消費税額)
	B 共通対応分	
	C 非課税売上対応分	控除できない消費税額

課税売上割合
で按分

$$\text{返還額} = \text{Aの返還額} + \text{Bの返還額}$$

$$\begin{aligned} \text{Aの返還額} &= \text{補助金額} \times \frac{\text{課税売上対応分経費}}{\text{補助対象経費}} \times \frac{10}{110} \\ &(\text{円未満切捨て}) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{Bの返還額} &= \text{補助金額} \times \frac{\text{共通対応分経費}}{\text{補助対象経費}} \times \text{課税売上割合} \times \frac{10}{110} \\ &(\text{円未満切捨て}) \end{aligned}$$

①～③の共通ルール

課税売上割合の計算

$$\boxed{\text{課税売上割合}} = \frac{\text{課税売上高（税抜き）}}{\text{総売上高（税抜き）}}$$

※課税売上割合の計算においては、端数処理を行いません。

ただし、消費税の確定申告において課税売上割合の計算に際して端数処理（切り捨て）を行った場合に限り、端数処理後の課税売上割合を用いてください。なお、確定申告の様式では「端数切り捨て」と表示されていても、実際の課税売上割合の計算に際して端数処理（切り捨て）をしていない場合がありますので、ご注意ください。

端数処理について

※課税売上割合のほか、途中の計算については端数処理を行わないでください。

最後に円未満の端数が生じた場合に限り、**切り捨て**てください。

課税売上高(課税資産の譲渡等の対価の額)と総売上高(資産譲渡等の対価の額)は、消費税の申告書(第3-(1)号様式)又は課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表(付表2-〇)にて確認してください。

G K 0 3 0 6

第3-(1)号様式

令和 年 月 日 税務署長殿

納税者 (電話番号 - -)

第3-(1)号様式

電子処方箋管理サービスを導入した日(課税仕入れを行った日)の属する課税期間が報告の対象となります。

第一表を確認してください

課税売上割合の計算における
「課税売上高(税抜)」=⑮課税資産の譲渡等の対価の額
「総売上高(税抜)」=⑯資産の譲渡等の対価の額です。
この欄に記載の金額から算出してください

自令和 年 月 日 課税
至令和 年 月 日 消費

課税売上 ⑮
割合 ⑯

第4-(2)号様式
付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

確定申告の方法等により、付表2-1のほか、付表2-2や付表2-3の場合があります。こちらに「付表2-〇」と記載されているか、ご確認ください

課税期間 氏名又は名称

分小計 税率6.24%適用分 税率7.8%適用分 合計 F
X D E (X+D+E)

非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額 ③

課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③) ④

課税資産の譲渡等 ⑮

非課税資産の譲渡等 ⑯

資産の譲渡等の対価の額 ⑯

課税売上割合

端数が切り捨てられている場合、この割合を使うのではありません。
※申告の際に端数処理をしている場合は、端数処理した値を用いてください。
※申告の際に端数処理しているか不明な場合は次のページを参考に確認してください。

課税資産の譲渡等の対価の額⑮

資産の譲渡等の対価の額⑯

端数処理

別紙 1

①【全額控除】

課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下

【事例】

医療用機器 1,210,000 円（税込）を購入した。

そして、補助金額が 700,000 円で確定した。

申請者法人の 課税売上高(税抜)525,698,453 円 課税売上高5億円以下

総 売 上(税抜)532,765,837 円 課税売上割合 95%以上

(1) 補助対象経費の内訳

(単位：円、税込)

区 分	課税仕入	不・非課税仕入 (人件費等)	合 計
備品購入費	1,210,000	0	1,210,000
計	1,210,000	0	1,210,000

(2) 課税売上割合

(課税売上高(税抜) / 総売上高(税抜))

525,698,453 円 / 532,765,837 円 = 0.98673453981・・・

※返還額には影響しない参考値です

(3) 返還額

(補助金額 × 10/110)

700,000 円 × 10/110 = 63,636 円 (円未満切り捨て)

【添付書類】以下の**すべて**を添付してください。

◎課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写） 消費税申告書第3-(1)号様式

◎課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写） 付表2-3(又は付表2-1 又は付表2-2)

別紙2

②【一括比例配分方式】

課税売上割合が95%未満又は課税売上高が5億円超で、**一括比例配分方式**

【事例】

医療用機器 1,210,000 円（税込）を購入した。

そして、補助金額が 700,000 円で確定した。

申請者法人の 課税売上高(税抜) 129,384,326 円 課税売上割合

総 売 上(税抜) 3,189,852,777 円 95%未満

(1) 補助対象経費の内訳

(単位：円、税込)

区 分	課税仕入	不・非課税仕入 (人件費等)	合 計
備品購入費	1,210,000	0	1,210,000
計	1,210,000	0	1,210,000

(2) 課税売上割合

(課税売上高(税抜) / 総売上高(税抜))

129,384,326 円 / 3,189,852,777 円 = 0.0405612218・・・

(3) 返還額

(補助金額 × 課税売上割合 × 10 / 110)

700,000 円 × 129,384,326 円 / 3,189,852,777 円 × 10 / 110

= 2,581 円 (円未満切り捨て)

【添付書類】以下の**すべて**を添付してください。

◎課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写）消費税申告書第3-(1)号様式

◎課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写）付表2-3(又は付表2-1 又は付表2-2)

別紙3

③ 【個別対応方式】

課税売上割合 95%未満又は課税売上高 5 億円超 で、**個別対応方式**

【事例】

医療用機器 1,210,000 円（税込）を購入した。

そして、補助金額が 700,000 円で確定した。

申請者法人の 課税売上高（税抜） 129,384,326 円 課税売上割合
総 売 上（税抜） 3,189,852,777 円 95%未満

（１）補助対象経費の内訳 （単位：円、税込）

区 分	課 税 仕 入			不・繰越入 (件数等)	合 計
	課税売上対応分	共通対応分	非課税売上対応分		
備品購入費	0	1,210,000	0	0	1,210,000
	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	1,210,000

（２）課税売上割合

（課税売上高（税抜）／総売上高（税抜））

$$129,384,326 \text{ 円} / 3,189,852,777 \text{ 円} = 0.0405612218 \dots$$

（３）課税売上対応分に係る返還額

（補助金額×補助対象経費のうち課税売上対応分／補助対象経費×10／110）

$$700,000 \text{ 円} \times 0 \text{ 円} / 1,210,000 \text{ 円} \times 10 / 110 = 0 \text{ 円}$$

（４）共通対応分に係る返還額

（補助金額 × 補助対象経費のうち共通対応分／補助対象経費 × 課税売上割合 × 10／110）

$$700,000 \text{ 円} \times 1,210,000 \text{ 円} / 1,210,000 \text{ 円} \times 129,384,326 \text{ 円} / 3,189,852,777 \text{ 円} \times 10 / 110$$

$$= \underline{2,581} \text{ 円（円未満切り捨て）}$$

（５）返還額

（３）の円未満切り捨て額 ＋ （４）の円未満切り捨て額

$$0 \text{ 円} + \underline{2,581} \text{ 円} = \underline{2,581} \text{ 円}$$

【添付書類】以下の**すべて**を添付してください。

◎課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写） 消費税申告書第 3-(1)号様式

◎課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写） 付表 2-3(又は付表 2-1 又は付表 2-2)

◎積算内訳報告書において、補助対象経費を課税仕入（課税売上対応分、共通対応分、非課税売上対応分）、非課税仕入の分類を示してください。

		添 付 書 類
返 還 額 が な い 場 合	①消費税の確定申告の義務がない場合 参考：「原則として、法人は前々事業年度の課税売上高が、個人は前々年の課税売上高が1,000万円以下の場合には申告の義務がない。」	以下の <u>すべて</u> を添付してください。 ◎確定申告義務がない理由を記載した書類 「〇〇〇のため、消費税の申告義務がない。」と記入してください。 「〇〇〇」については、「前々事業年度の課税売上高が9,876,543円のため」などのように、具体的な金額・理由を記入してください。 ◎上記の金額・理由が分かる書類 上記の例では、前々事業年度の課税売上高がわかる書類（損益計算書、所得税青色申告決算書（一般用）等）になります。 ※記入例を、次ページに掲載していますので参考にしてください。
	②簡易課税方式により申告している場合	◎課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（簡易課税用）（写）（消費税申告書第3-（3）号様式）
	③2割特例適用を申告している場合	◎課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写）（消費税申告書第3-（1）号様式、もしくは消費税申告書第3-（3）号様式）
	④一般社団法人・一般財団法人・社会医療法人・社会福祉法人等で特定収入割合（補助金、交付金、寄付金等）が5%を超えている場合	◎課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写）（消費税申告書第3-（1）号様式） ◎特定収入割合の計算過程が分かる書類（写）
	⑤補助対象経費が人件費等の不・非課税仕入のみの場合	ー（本事業は全て設備整備事業のため、全額非課税仕入にのみ充てられていることは想定し辛いと考えます。）
	⑥個別対応方式で、補助対象経費に係る消費税を「非課税売上のみ」に要するものとして申告している場合	ー（本事業は全て設備整備事業のため、全額非課税売上のみ充てられていることは想定し辛いと考えます。）
返 還 額 が あ る 場 合	⑥課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下の場合	別紙1～3を参照
	⑦課税売上割合が95%未満又は課税売上高が5億円超であって、 <u>一括比例配分方式</u> により申告を行っている場合	
	⑧課税売上割合が95%未満又は課税売上高が5億円超であって、 <u>個別対応方式</u> により申告を行っている場合	

【記入例】

【消費税の確定申告義務がない理由書】

住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地）

氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）

当薬局は、消費税の確定申告義務がありません。

なお、前々事業年度の課税売上高は、〇,〇〇〇,〇〇〇円です。

また、課税売上高がわかる書類は別紙のとおりです。

※前々事業年度の課税売上高がわかる書類は必ず添付してください。

※損益計算書、所得税青色申告決算書（一般用）等